

令和 8 年 第 1 回 定例会

# 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 8 年 1 月 29 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会



# 令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ○出席議員                          | 1  |
| ○欠席議員                          | 1  |
| ○説明のため出席した者の職氏名                | 1  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                | 2  |
| ○議事日程                          | 2  |
| ○会議に付した事件                      | 2  |
| ○開会及び開議の宣告                     | 3  |
| ○広域連合長の挨拶                      | 3  |
| ○議席の指定                         | 4  |
| ○諸般の報告                         | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                    | 5  |
| ○会期の決定                         | 5  |
| ○一般質問                          | 5  |
| 池田 ともり 議員                      | 5  |
| ○議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、採決       | 12 |
| ○議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 14 |
| ○議案第5号の上程、説明、採決                | 31 |
| ○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 33 |
| ○議案第7号の上程、説明、採決                | 40 |
| ○議案第8号の上程、説明、採決                | 41 |
| ○議案第9号の上程、説明、採決                | 42 |
| ○閉会の宣告                         | 44 |
| ○会議録署名                         | 45 |
| ○議決結果                          | 47 |
| ○議席表                           | 48 |



令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年1月29日 午後2時00分開議

出席議員（29名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 池田 ともり  | 16番 | 梅沢 とよかず |
| 2番  | ゆうき くみこ | 18番 | 山内 公美子  |
| 3番  | 渡 辺 清 人 | 19番 | 前 川 浩 子 |
| 4番  | 石 川 義 弘 | 20番 | 渡 辺 純 也 |
| 5番  | 佐 藤 篤   | 21番 | 古 川 陽 菜 |
| 6番  | おのせ 康裕  | 22番 | 今 村 る か |
| 7番  | 大 森 昭 彦 | 24番 | 佐 藤 徹   |
| 8番  | いたい ひとし | 25番 | 田 原 茂   |
| 9番  | 一 柳 直 宏 | 26番 | 村山 じゅん子 |
| 10番 | 森 たかゆき  | 27番 | 高野 ふみお  |
| 11番 | 青 木 博 子 | 28番 | 石 井 伸 之 |
| 12番 | 斎 藤 泰 紀 | 29番 | 三 原 智 子 |
| 13番 | 田 中 いさお | 30番 | 小 川 龍 美 |
| 14番 | 上 野 ひろみ | 31番 | 山 本 忠 志 |
| 15番 | た だ 太 郎 |     |         |

欠席議員（2名）

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 17番 | 島 村 和 成 | 23番 | 清 水 学 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 広域連合長   | 吉 住 健 一 | 企画調整課長     | 福 田 洋 之 |
| 副広域連合長  | 斉 藤 猛   | 管 理 課 長    | 細 山 克 昭 |
| 副広域連合長  | 加 藤 育 男 | 資格保険料課長    | 丸 田 康 隆 |
| 副広域連合長  | 山 田 秀 之 | 給付管理課長     | 橋 本 忠 幸 |
| 総 務 部 長 | 八重樫 高 明 | 会 計 管 理 者  | 並 木 宏 之 |
| 保 險 部 長 | 宇 野 智 則 | 代表監査委員     | 弓 場 宏 之 |
| 総 務 課 長 | 高 橋 昌 弘 | 選挙管理委員会書記長 | 福 田 洋 之 |

## 職務のため出席した者の職氏名

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 議会書記長 | 高橋昌弘 | 議会書記 | 畠規之  |
| 議会書記  | 渡邊英基 | 議会書記 | 杉田恒介 |

## 議事日程

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 日程第1  |       | 会期の決定について  |
| 日程第2  |       | 一般質問   |
| 日程第3  | 議案第1号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算<br>(第3号)             |
| 日程第4  | 議案第2号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療<br>特別会計補正予算(第3号)      |
| 日程第5  | 議案第3号 | 令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算                        |
| 日程第6  | 議案第4号 | 令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療<br>特別会計予算             |
| 日程第7  | 議案第5号 | 訴えの提起について  |
| 日程第8  | 議案第6号 | 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の<br>一部を改正する条例        |
| 日程第9  | 議案第7号 | 東京都後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する<br>条例               |
| 日程第10 | 議案第8号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等<br>に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第9号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部<br>を改正する条例         |

## 会議に付した事件

議事日程のとおり

○石川議長

ただいまから、令和 8 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 29 名です。

欠席議員は 2 名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、議案説明のため、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 121 条第 1 項の規定に基づき、広域連合長以下、関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

はじめに、広域連合長より発言の申し出がございましたので許可いたします。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

東京都後期高齢者医療広域連合長の吉住でございます。

日頃より当広域連合の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年を迎え、早 1 か月となりますが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

第 1 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当広域連合では、昨年から各市区町村などのご意見をお伺いしながら、令和 8・9 年度の保険料率の改定作業を進めてきたところです。

今回の改定では、団塊の世代が全員 75 歳以上となり、医療費が急増する中、国が推進する全世代対応型の持続可能な社会保障制度の一環として、新たに導入される子ども・子育て支援金制度や、診療報酬の大幅な改定などの影響により、過去に例のない保険料の増となっております。

当広域連合といたしましては、被保険者の皆様の負担を抑制するため、市区町村の一般財源による特別対策の継続、特別会計調整基金の活用に加え、東京都と協議して財政安定化基金を活用するなど、可能な限りの措置を講じておりますが、それでもなお、令和 8・9 年度

の保険料は増とならざるを得ません。

現役世代の負担上昇を抑えつつ、後期高齢者医療制度を維持していくためには、被保険者の皆様に応分のご負担をお願いしなければならないことについて、何とぞご理解を賜りたいと考えているところでございます。

今後、当広域連合ではこうした状況について、被保険者の皆様に丁寧にお知らせするとともに、特別対策のあり方等について引き続き検討を進めてまいります。

また、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けて、資格確認書等の運用についてわかりやすく周知を行っていくなど、都内 62 市区町村と緊密に連携を図りながら、後期高齢者の方が安心して医療を受けられる制度の運営に努めてまいります。

本定例会には、令和 7 年度補正予算案 2 件、令和 8 年度当初予算案 2 件、事件案 1 件、条例改正案 4 件の合わせて 9 件を提出させていただいております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○石川議長

次に、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、本日お手元に配布いたしました議席表のとおり決定いたします。

次に、議会書記長より諸般の報告をいたします。

議会書記長。

#### ○高橋議会書記長

本日机上に配布させていただきました文書等につきまして、ご報告いたします。

合計で 4 点ございます。

1 点目、東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表。

2 点目、令和 8 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会 議事日程（第 1 号）。

3 点目、令和 8 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会 発言通告表。

4 点目、令和 7 年度 11 月分及び令和 7 年度 12 月分出納検査の結果について。

机上に配布いたしましたものは、以上の 4 点でございます。

この配布をもちまして内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

報告は以上でございます。

○石川議長

次に、会議規則第 80 条の規定に基づき、会議録署名議員を指名いたします。

15 番 ただ太郎議員、24 番 佐藤徹議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、本日お手元に配布いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第 1 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

< 「異議無し」 の声有り >

○石川議長

ご異議無しと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2 「一般質問」を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配布いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに、一括質問、一括答弁により簡明にしてくださいようご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

発言を許可いたします。

1 番 池田ともり議員。

○1 番 池田議員

令和 8 年第 1 回定例会に当たり、通告に従って質問いたします。

令和 7 年までに全ての団塊の世代が 75 歳以上となり、その後、支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速する中、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくことは、重要な課題です。

広域連合が発足した平成 20 年度の東京都における生産年齢人口と後期高齢者人口の比率は 7.5 対 1 でしたが、令和 6 年度の比率は 5.0 対 1 となっており、医療面において 7.5 人の現役世代が 1 人の後期高齢者を支える構造から、5 人の現役世代が 1 人の後期高齢者を支え

る構造に大きく変化しております。今後も厳しい状況が続くことが想定されます。

私はこの重要な課題において、後期高齢者医療広域連合もより一層大きな役割を担うことになると考えており、こうした認識に立ち、4件の質問をいたします。

最初に、広域連合の組織運営についてお尋ねいたします。

政府は、令和8年度中に保険財政健全化策推進、そして医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化などについて、具体的な制度設計を行い、順次実行するとしています。

また、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、世代内、世代間の公平をより確保し、全世代型の社会保障の構築を一層進める視点とともに、患者にとって必要な医療を提供しつつ、より効率的な給付とする視点などから議論が行われています。

このような検討がなされている状況にあつて、今後の広域連合の組織運営について、広域連合長はどのように考えているのか、その見解を伺います。

次に、令和8・9年度保険料率改定について伺います。

今年度は、2年に1度のサイクルで保険料率の改定作業を行う年度です。

11月の第2回広域連合議会定例会では、国の制度改正、後期高齢者負担率の大幅な上昇及び医療給付費の伸びから、平均保険料が過去最大の上昇になるとの答弁がありました。

診療報酬の改定等が加味され、更に上昇した今回の最終案について、これまでの特別対策に加え、東京都に積極的に働きかけて、財政安定化基金を活用するとともに、広域連合の特別会計調整基金を投入して、保険料上昇を抑える一定の取組は評価できます。

しかし、1人当たり平均保険料額について、過去最大の上昇となっております。

こうした今回の保険料改定について、広域連合はどのように捉えているのか、その認識を伺います。

また、今後も2年ごとに保険料改定がある中で、基金の活用と特別対策に係る考え方についても併せてお尋ねいたします。

続いて、医療給付費の増加について伺います。

厚生労働省によれば、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となった令和7年にかけて、75歳以上人口が急速に増加した後、令和40年に向けてその増加は緩やかになる一方で、すでに減少に転じている生産年齢人口は、令和7年以降、更に減少が加速いたします。

それに伴い、医療給付費の増加とともに、現役世代の負担増加も避けられませんが、今後の見通しをどのように考えているのでしょうか。

また、広域連合として、その伸びを抑制する方策はありますか。

さらに、市区町村との連携についてお尋ねいたします。

広域連合及び市区町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及びその政省令等に定める後期高齢者医療の事務について、役割分担に基づきそれぞれの責任を果たすとともに、相互に連携・協力をしながら効率的かつ効果的に事務処理を行うものです。

後期高齢者人口の増加を踏まえると、広域連合と市区町村は、今後より一層の協力・連携と事務の効率化を図らなければなりません。

令和8年度予算では、市区町村の業務効率化のため、高額療養費業務の一部外部化を行う委託業務について必要な経費が計上されています。

事業の内容とその効果について伺います。

以上、質問させていただきます。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○吉住広域連合長

議長、広域連合長。

○石川議長

広域連合長。

○吉住広域連合長

当広域連合の組織運営について、お答えいたします。

当広域連合は、制度発足当時の平成20年度における被保険者数約108万人に対し、令和6年度は約175万人と1.6倍に増加し、被保険者数の増加と医療の高度化等の影響により、医療給付費は、平成20年度の約8,148億円から1.9倍、令和6年度は約1兆5,744億円に上り、制度発足当時と比べると、いずれも大きく拡大しています。

ご指摘のとおり、東京都における後期高齢者医療制度においても、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくことは重要な課題であります。

高齢者負担率の見直しや診療報酬の改定などを、今回の令和8・9年度の保険料率の改定に反映していることは、その課題に対する対応の1つと考えています。

私は広域連合長として、様々な社会保障政策の動向を注視しながら、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、また、健康寿命の延伸が図られるよう、引き続き、62市区町村と一体となり、国や東京都と連携を図って、当広域連合を効果的かつ効率的に運営してまいる

所存でございます。

○宇野保険部長

議長、保険部長。

○石川議長

保険部長。

○宇野保険部長

令和8・9年度保険料率改定についてお答えいたします。

令和7年で団塊世代の全ての方が後期高齢者となり、1人当たり平均医療費は増加を続けています。

国の全世代型社会保障の考え方の下、現役世代の負担軽減のための後期高齢者負担率の増や、30年ぶりの診療報酬の増額改定とともに、子ども・子育て支援金制度が新設となりました。

こうしたことが重なる中で、保険料は大幅に増額しています。

広域連合として、基金や剰余金の活用、国への直接の申し入れなどあらゆる方策を講じることで、仮に何もしなければ令和8・9年度の平均保険料が14万3,462円、約3万2,000円増となるところを、12万7,400円、約1万6,000円増と、増加額の伸びを約半分まで軽減しています。

また、均等割額の7割軽減を受けている方については、更に0.2割軽減した7.2割軽減を適用するなど、低収入の方へ配慮した保険料率の最終案となっています。

これまでにない大幅な保険料の上昇であり、厳しい金額であることは承知していますが、後期高齢者の皆様に安心して医療を受けていただくため、制度を持続可能なものとしていくには、ご負担をお願いせざるを得ないものと捉えています。

今後についても、後期高齢者の医療給付費は伸び続けていくものと認識しており、被保険者にお納めいただく保険料についても上昇していく方向にあるものと捉えています。

基金の活用については、国から給付リスクや収納不足リスクなどの財政リスクの考え方が示される中で、今回の令和8・9年度の保険料率改定に当たっては、都の管理する財政安定化基金について最大限となる173億円を活用することについて協議が整っています。

従って、令和10・11年度からは、広域連合において決算剰余金の活用に加え、財政リスクに備えた上で、特別会計調整基金を活用し、保険料の上昇を抑制してまいります。

また、特別対策につきましては、制度発足当初から東京都独自で実施しているものであり、本来保険料で賄うべき費用に市区町村の一般財源を充てて保険料軽減の対策として行ってまいりました。

しかしながら、公費から約5割、現役世代から約4割、保険料から約1割を充てている医療給付費に更なる公費投入による保険料軽減を行うことについては、複数の市区町村から本来の制度に沿って負担を適正化すべきことや、財政上の大きな負担となっているとの意見が寄せられていました。

そこで、令和8・9年度以降の保険料率算定に向け、特別対策のあり方について検討会議を立ち上げ、昨年1月に見直しを前提とした今後のあり方を取りまとめています。

なお、令和8・9年度については、保険料の大幅な上昇が予想されたことを踏まえ、全62市区町村に意向確認を行った上で、特別対策を継続することとし、次期令和10・11年度の保険料率改定に当たっては、取りまとめの経過を踏まえ、検討を行う予定としています。

次に、医療給付費の増加についてお答えします。

医療給付については、令和7年に団塊世代の全ての方が後期高齢者となったことに加え、そのことに伴う医療費総額の増、医療技術の高度化による1人当たりの医療費が増加することなどを理由として過去最高の水準に達しており、今後も増加していくものと捉えています。

一方、支え手となる生産年齢人口は減少が継続し、現役世代の保険料負担や後期高齢者支援金は増加していく見込みです。

医療給付費の伸びを抑制する方策としては、医療費の適正化と被保険者の健康増進に向けた2つの取組を進めていく必要があるものと認識しています。

こうした認識の下、広域連合が策定している高齢者保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づく医療費適正化事業及び高齢者保健事業を着実に推進することが必要であると考えています。

医療費適正化事業といたしましては、ジェネリック医薬品差額通知、レセプト内容点検等を実施しており、ジェネリック医薬品差額通知事業では、自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に差額通知等を送付し、昨年6月に行った通知事業での1か月当たりの軽減効果額は、1億4,600万円余となりました。

また、昨年11月の第2回広域連合議会定例会において議決を受け、翌12月に契約を開始した「診療報酬明細書等の不正請求疑義案件に対する検出システムの構築及び運用に係る業務委託」では、現在、検出システムの開発を進めておりますが、令和8年度下半期には本格運用を予定しており、医療機関や被保険者による不正疑義案件など、本来支給を要さない医

療給付費の支出を抑制する仕組みとして、医療費適正化に寄与できるものと考えております。

高齢者保健事業におきましては、広域連合と市区町村が連携して保健事業を実施し、フレイル予防、生活習慣病の重症化予防、適正服薬等の事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進や高額な入院医療、透析への移行を遅らせることなどを目指しています。

引き続き、医療給付費の動向を見据え、後期高齢者の皆様が健康の保持・増進により健康寿命の延伸が図られるよう、後期高齢者医療制度の安定的な運営と適切な事業執行に努めてまいります。

次に、高額療養費業務の一部外部化についてお答えします。

広域連合では、療養の給付につき支払われた自己負担額が著しく高額であるときは、その療養の給付を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給いたします。

高額療養費業務は、市区町村の事務負担の大きさから、これまでも市区町村の課長会等を通じて、広域連合に対して当該業務の外部化を進めるよう要望をいただいております。

昨年7月に62市区町村に一部外部化の是非についてアンケートを実施したところ、回答59団体のうち約98%が一部外部化に賛成との意見をいただきました。

そこで、広域連合内で議論を重ねた結果、外部化を通じて業務効率化による行政サービス向上や市区町村の事務負担軽減につながる見込みであることから、高額療養費の一部外部化を進めることといたしました。

今回の一部外部化する事業内容ですが、高額療養費業務の大半を占める申請受付、審査入力、問合せ対応などになります。

また、その効果についてですが、昨年実施したアンケートによれば、市区町村が担う高額療養費業務の事務量は、62市区町村合計で年間約10万時間に及ぶことが判明しており、今回の一部外部化によって、そのうち約7割を軽減できる見込みです。

今後も市区町村との協力・連携を深化させながら、民間事業者への委託やDXの活用を図り、住民サービス向上や業務効率化の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○石川議長

池田議員。

○1番 池田議員

ご答弁ありがとうございました。

それを踏まえて、再質問させていただきます。

令和8・9年度の保険料率改定について、再質問いたします。

今回提示された最終案がやむを得ないものならば、制度への理解を深めるために、被保険者に対して、より丁寧な広報を行う必要があると思います。

被保険者からは様々な意見があることも十分に予想されますが、運営主体としての説明責任はどのように行っていくのでしょうか。

以上です。

○石川議長

それでは、答弁を求めます。

○宇野保険部長

議長、保険部長。

○石川議長

保険部長。

○宇野保険部長

令和8・9年度の保険料率改定についての再質問にお答えいたします。

今回の保険料率改定の最終案には、現在の医療保険制度を持続可能なものとするため、全世代型社会保障への移行に伴う後期高齢者負担率の増や、子ども・子育て支援制度の創設のほか、診療報酬の改定など、新たな保険料の上昇要因があり、制度をご理解いただくため、丁寧な周知に努めていく必要があるものと認識しております。

周知の具体的な方法につきましては、全被保険者に送付する保険料額決定通知書にチラシを同封することや、広域連合ホームページ「東京いきいきネット」を活用した周知を引き続き行います。

また、市区町村等の窓口における周知に活用するチラシのデータを作成し、配布する予定です。

これまでどおり安心して医療を受けていただくため、被保険者やそのご家族などにわかりやすく適切な情報が確実に伝わるように、様々な方法により周知に努めてまいります。

以上でございます。

○石川議長

池田議員。

○1番 池田議員

ご答弁ありがとうございました。

本日は、この保険料や市区町村との連携など、広域連合の重要な課題について丁寧かつ前向きな答弁をいただきました。

引き続き、後期高齢者医療制度を適切に運営していただき、持続可能性を確保していただきますようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○石川議長

以上で一般質問を終了いたします。

次に、日程第3 議案第1号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び日程第4 議案第2号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま一括議題となりました議案第1号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び議案第2号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

まず、議案第1号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3

号) 」についてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ849万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を106億5,644万3,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

今回の補正は、金利上昇に伴う運用収入の増加額について、財産収入にて歳入し、当該歳入額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

まず歳入では、第2款「財産収入」を849万3,000円増額し、次に歳出では、第5款「諸支出金」を同じく849万3,000円増額いたします。

続きまして、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第2号「令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ515億1,125万8,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1兆7,176億3,863万9,000円とするものであります。

また、第2条におきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第2表 債務負担行為の補正」のとおり定めるものであります。

7ページをお願いいたします。

補正の内容は、「第1表 歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

今回の補正は、令和7年度上半期実績による決算見込みに基づく歳入歳出予算の所要の補正を行うほか、市区町村への補助金等の計上を行うものであります。

内容について、ご説明いたします。

まず歳入では、第1款「区市町村支出金」は保険料等負担金等の収入見込みにより132億3,658万1,000円増額、第2款「国庫支出金」は療養給付費負担金等の収入見込みにより101億9,682万2,000円増額、第3款「都支出金」は療養給付費負担金等の収入見込みにより32億8,042万8,000円増額、第4款「支払基金交付金」は後期高齢者交付金の収入見込みにより218億9,052万6,000円増額、第6款「財産収入」は基金運用収入の増加により7,982万1,000円増額、第7款「繰入金」は保険給付費の増額等に伴う特別会計調整基金の取り崩しにより28億2,708万円増額いたします。

8ページをお願いいたします。

次に歳出では、第1款「総務費」は資格確認書等交付事務等の支出見込みにより332万8,000円増額、第2款「保険給付費」は療養給付費等の支出見込みにより509億1,816万円増額、第5款「保健事業費」は一体的実施事業委託料等の支出見込みによ

り3億4,906万9,000円増額、第6款「基金積立金」は金利上昇に伴う財産収入の増加により特別会計調整基金積立金を7,982万1,000円増額、第8款「諸支出金」は区市町村負担金返還金等の支出見込みにより1億6,088万円増額いたします。

9ページに記載の「第2表 債務負担行為の補正」についてご説明いたします。

1件目は、資格確認書等印刷及び封入・封緘・発送処理委託の限度額を令和8年度の資格確認書の暫定運用の延長等に対応するため、2,168万1,000円増額し、2億2,220万円とするものです。

2件目は、不正請求等検出事務委託の限度額を契約実績により1,146万7,000円減額し、7,983万3,000円とするものです。

以上、ご説明といたします。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○石川議長

議案第1号及び議案第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

#### ○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

#### ○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第3号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第6 議案第4号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計予算」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま一括議題となりました議案第3号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第4号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

今回の当初予算案は、いわゆる団塊の世代の全てが75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となる中、令和8・9年度の保険料率改定による影響や医療給付費の伸び等を考慮し、編成したものであります。

議案集の11ページをお願いいたします。

まず、議案第3号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、令和8年度一般会計当初予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,081万6,000円と定めるものであります。

第2条におきましては、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものであります。

内容についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

一般会計の款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出予算額は「第1表 歳入歳出予算」でご説明いたします。

まず歳入の主なものにつきましては、第1款「分担金及び負担金」は64億1,285万7,000円、第5款「繰入金」は20億1,703万9,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

次に歳出の主なものにつきましては、第2款「総務費」は総務部及び会計室職員の人件費や広報経費等で9億6,835万4,000円、第3款「民生費」は保険部職員の人件費及び標準シ

システムや保険給付に係る事業運営費などに充てるための特別会計への事務費繰出金で74億6,405万6,000円を計上いたしました。

15 ページをお願いいたします。

議案第4号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆7,387億6,376万9,000円と定めるものであります。

第2条におきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を「第2表 債務負担行為」のとおり定めるものであります。

第3条におきましては、一時借入金の借入れの最高額を800億円と定めるものであります。

内容についてご説明いたします。

17 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出予算額について、「第1表 歳入歳出予算」でご説明いたします。

まず、歳入の主なものについてです。

第1款「区市町村支出金」は3,944億2,526万9,000円、第2款「国庫支出金」は4,463億5,512万4,000円、第3款「都支出金」は1,458億5,860万7,000円、第4款「支払基金交付金」は7,283億9,150万2,000円、第7款「繰入金」は199億1,605万6,000円を計上いたします。

19 ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものについてです。

第1款「総務費」は保険部職員の人件費及び標準システムや保険給付に係る事業運営費等で66億2,776万6,000円、第2款「保険給付費」は被保険者に対する療養給付費等の支給で1兆7,073億5,221万1,000円、第5款「保健事業費」は健康診査事業等を実施する経費で73億2,641万4,000円を計上いたします。

20 ページをお願いいたします。

債務負担行為の事項等につきましては「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

以上、ご説明といたします。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○石川議長

これより質疑を行います。

議案第4号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

29番 三原智子議員。

○29番 三原議員

議案集19ページ歳出の表で、第1款第1項「総務管理費」66億1,021万4,000円のうち、議案説明会で示されました令和8年度予算案の概要「特別会計 予算編成のポイント」にあります「高額療養費業務の一部外部化」3億1,531万円（新規）についてお伺いいたします。

1点目の高額療養費業務の一部外部化を行うに至った経緯についてと、2点目の市区町村の高額療養費業務の効率化の見込みについては、先ほど一般質問をいただきまして、その内容で確認できましたので、省略させていただきたいと思います。

3点目の一部外部化する業務内容について、こちらも一般質問でご答弁いただきましたけれども、改めてこの業務の内容と、そして業務を委託する業者についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川議長

それでは、答弁を求めます。

○橋本給付管理課長

議長、給付管理課長。

○石川議長

給付管理課長。

○橋本給付管理課長

「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、今、ご質問をいただきました高額療養費業務の一部外部化する業務内容について、お答えさせていただきます。

一部外部化する業務内容でございますけれども、高額療養費業務の大半を占める申請受付、審査入力、問合せ対応などでございまして、4月以降、プロポーザル方式により、こう

した業務に精通している事業者を選定する予定であります。

今後も、民間事業者への委託やDX活用など様々な手法を取り入れながら、業務効率化、負担軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○石川議長

三原議員。

○29番 三原議員

ありがとうございました。

今、様々な公の業務を民間事業者へ委託することが多くなってきております。

事業者については、プロポーザル方式で選定ということですので、こちらについては良いのではないかと考えております。

そして、民間事業者へ委託するというところで個人情報の取扱いですとか、これは一般的にトラブルなどを聞くこともあります。

当たり前のことですがけれども、こうした当たり前のことをしっかりとやっていただきたいと思っております。

とはいえ、業務の効率化というのは必要でございますので、先ほどの一般質問の答弁で大きな効果が見込まれることがわかりました。

新規の予算計上ということで、その必要性について確認できました。

事業者の選定や業務の移行については、滞りなく実施されますようにどうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○石川議長

続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番 高野ふみお議員。

○27番 高野議員

議案第4号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についての質疑として、1点確認いたします。

歳出の第6款「基金積立金」で、本年度予算額では56億245万6,000円、前年度予算額

より 21 億 3,594 万 5,000 円増額していますが、その理由は何でしょうか。

議案説明会にて配布された資料別紙 1-1 「令和 8・9 年度の保険料率の改定について（最終案）」の右下の表、保険料率（最終案）の保険料額比較によれば、年金収入額が最も低い分類である 153 万円、所得階層別でいうと所得 0 円の方が、被保険者数割合は 52.71% と、最大のグループとなっており、95 万人です。

今回の保険料改定で 1,100 円値上げされることとなりますが、単純計算すれば 1,000 円×100 万人で約 10 億円規模となります。

基金積立に回す 10 億円を充てれば、せめてこうした最も年金収入が低い方々への値上げは、回避できるのではないのでしょうか。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○細山管理課長

議長、管理課長。

○石川議長

管理課長。

○細山管理課長

基金積立金を前年度よりも増額する理由についてお答えいたします。

特別会計調整基金は、各会計年度や会計年度間における、主に医療給付費に要する費用の調整を行うために設置しているものです。

令和 8 年度予算における基金積立金は、当該年度における医療給付費などの支出見込みや、財源となる国や都、市区町村の支出金、被保険者からの保険料収入などの見込みから算定しております。

医療給付費においては、被保険者数の増加や 1 人当たり医療給付費の増に伴い年々増加し、当初予算ベースでは令和 6 年度は 1 兆 5,695 億円、令和 7 年度は 1 兆 6,110 億円、2 年間合計 3 兆 1,805 億円であったものが、令和 8 年度は 1 兆 6,987 億円、令和 9 年度は 1 兆 7,529 億円、2 年間合計 3 兆 4,516 億円と、約 2,711 億円の増加が見込まれています。

保険料率の算定は 2 年を基準としており、年度間の医療給付費に要する費用の調整を基金により行っています。

その調整額は令和6・7年度間では令和7年度に約20億円であったのに対し、令和8・9年度間では令和8年度に約40億円となったため、令和8年度は令和7年度比で約20億円の増が生じることとなりました。

そのため、ご指摘の令和8年度の基金積立額につきましては、令和9年度分の医療給付費に要する費用として充当するための積立であることから、ご提案に沿う対応を行うことはできません。

なお、今回は過去最大の保険料率上昇となるため、抑制策として、都の財政安定化基金に加え、広域連合の特別会計調整基金の活用を行うこととしました。

これらは、前回の保険料率算定では行っていなかったことであり、特例的に保険料抑制策に用いることとしたものです。

また、令和8・9年度は、均等割額が大きく上昇することが見込まれるため、7割軽減者に対して、医療分の均等割を更に0.2割軽減とした際に必要となる財源を国の交付金により支援するメニューが設けられたことから、広域連合では7.2割軽減を適用して保険料率を算定いたしました。

この措置により、例えば年金収入153万円以下の被保険者では、上昇率14.9%から7.8%へ、額にして年額が1万6,200円から1万5,200円へと抑制されることとなります。

こうしたことから、広域連合といたしましてはできる限りの軽減策を講じているものと考えております。

以上でございます。

○石川議長

高野議員。

○27番 高野議員

ご答弁ありがとうございました。

基金が医療給付費の年度間調整のために必要であるという制度趣旨は理解いたしました。

ただ一方で、今回の保険料改定が生活に与える影響について改めて確認させていただきたいと思います。

年金収入153万円以下、所得ゼロの方が約95万人と被保険者の半数以上を占めています。

この方々に対して、年額1,100円の値上げが行われます。

金額だけを見れば大きくないと受けとめられるかもしれませんが、低年金でぎりぎりの生

活をされている方にとっては、たとえ数百円、1,000円であっても毎年積み重なる負担増です。

加えて、物価高、医療費、介護保険料なども同時に上がっている中での負担増であり、現場では、これ以上は厳しいという声も多く聞いております。

その一方で、基金積立は前年度より約21億円増額されております。

試算上、低所得者層の今回の値上げ相当分は約10億円規模であり、基金積立増額分の範囲内で対応可能とも考えられます。

今まさに生活に困っている方への配慮を優先するという判断も広域連合として十分あり得る選択肢ではないのでしょうか。

基金活用は制度上全く不可能なのか、それとも運用上の判断として今回は行っていないのか、その点を明確にさせていただくとともに、低所得者の負担軽減のための追加的な基金活用や、都や国に対して財政支援を求めることについて、改めて再検討、再実施する考えがないかお答えください。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○細山管理課長

議長、管理課長。

○石川議長

管理課長。

○細山管理課長

基金活用の制度上の考え方及び都や国へ財政支援を求める考えはないかについてお答えいたします。

繰り返しになりますが、今回の保険料率算定については、広域連合としてでき得る限りの軽減策を講じたものであり、追加的な基金活用を行う考えはありません。

広域連合が管理する特別会計調整基金からの53億円の活用は、保険料抑制のための最大限の投入額であり、来年度以降の医療給付費の不足リスクに備えるとともに、令和10・11年度算定における保険料抑制に必要な対応分を確保した上で、可能な限りの活用額としたものです。

ご指摘の更なる基金活用を行うことは法令上不可能ではありませんが、仮に行った場合には、次回の令和10・11年度算定における保険料抑制にマイナスの影響を与えるため、令和8・9年度のみならず、後年度の保険料上昇要因ともなるものです。

地方財政法第4条の2には、「地方公共団体における年度間の財政運営の考慮」として、「地方公共団体は当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定されているところで

す。今回の保険料算定に当たっては、都と綿密な協議を行った上で、都の管理する財政安定化基金を最大限活用することとしています。

また、国に対しても、東京都の被保険者に負担を強いることとなる所得係数見直しを行うことのないよう、広域連合から要望書を提出し、直接申し入れを行った結果、所得係数は従来どおりのものとなるなど、都や国とこれまでにない協議・調整を重ね、東京都の被保険者の負担軽減に努めてきたところです。

従って、都や国に対して更なる支援を求める考えはありません。

被保険者の負担軽減のための必要な支援や要望事項については、東京都とはこれまでと同様に綿密な協議を進めていくとともに、国に対しては全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて引き続き要望してまいります。

今回の保険料率の改定についてはこれまでにない大幅な上昇であり、厳しい金額であることは承知していますが、安心して医療を受けていただき、制度を持続可能なものとしていくためには、ご負担をお願いせざるを得ないものと考えています。

このため、全被保険者に送付する保険料額決定通知書にチラシを同封することや、市区町村の窓口、ホームページなどを活用して丁寧な周知を図ってまいります。

以上でございます。

○石川議長

高野議員。

○27番 高野議員

先ほどの答弁ではですね、広域連合としてこれ以上の基金活用はできない、財政上難しいと、言わば悲鳴のような説明が繰り返されました。

しかし、今ですね、本当に悲鳴を上げているのは、広域連合ではなくて、低年金で暮らす高齢者の方々ではありませんか。

基金活用は制度上可能であるにもかかわらず行わない。そして、都や国に対しても、これ以上支援を求めないとまで言い切られる。負担軽減に努めてきたとおっしゃりながら、結果的には値上げです。これでは、被保険者を守る立場の広域連合としての役割を放棄しているのではないのでしょうか。

国の制度改正や公費負担の不足によって保険料が上がっているのであれば、まず国や都に対して財政支援の拡充を強く求めることこそ、広域連合の本来の責務ではないでしょうか。

制度設計そのものが保険料値上げを繰り返さなければ成り立たない構造になっており、私は、すでに破綻していると言わざるを得ないと考えております。

そこで、最後に1点だけ確認させてください。

医療給付費が増え続ける中で、2年後の次回算定、令和10・11年度において、保険料率は、今回よりも上昇しないと明言できますでしょうか。

上げないと断言できるのか、それとも更なる値上げの可能性があるのか、見通しをお答えください。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○細山管理課長

議長、管理課長。

○石川議長

管理課長。

○細山管理課長

令和10・11年度の保険料の見通しについてお答えいたします。

医療給付費総額の伸びに合わせて、今後も保険料は上昇していくものと見込んでいますが、令和8・9年度の保険料の算定条件を踏まえ、令和10・11年度の保険料を試算したところ、今回ほどの上昇幅にはならないと捉えています。

また、繰り返しになりますが、令和7年度と比較し、20億円増額した令和8年度の基金積立額につきましては、令和9年度分の医療給付費に要する費用として充当するための積立てであります。

広域連合としましては、引き続き医療給付費の動向を見据え、後期高齢者医療制度の安定

的な運営と適切な事業執行に努めてまいります。

以上でございます。

○石川議長

続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

5番 佐藤篤議員。

○5番 佐藤議員

2点にわたり質疑をさせていただきます。

1つ目は特別対策と基金の活用について、2つ目は基金の運用についてです。

1つ目、特別対策についてですが、保険料の未収金の予定収納率はどうなっていますでしょうか。

未収金補填分の話は、先ほどの池田議員の一般質問でよくわかりましたので、割愛させていただきます。

続いて、葬祭費です。

先ほどから保険料の抑制について、るる議論がありますけれども、やはり保険料の制度ということで、一般財源あるいは基金から充てるというのは、例外中の例外で、給付と負担のバランスをどうするかということを考えなければいけないわけですが、その中で、特別対策の見直しが報告書でも求められておりますけれども、葬祭費について、葬祭費は法定事業ということでやらなければいけない事業になってはいますが、今後どう考えても増加が見込まれます。

これを保険事業の性質上、その額を低減したり、いかに抑制するかということで市区町村の負担を減らせるのではないかと考えていますが、その可能性について伺いたいと思います。

続いて、基金の活用についてですが、都の財政安定化基金というのは、今回例外中の例外の取り崩しと伺っておりますが、過去の活用事例、どういったときに行われたのか伺います。

また、今回はどういった趣旨でそれを活用するのか改めて伺います。

また、今後、先ほどの葬祭費もですけれども、診療報酬もどうしても上がっていくことが見込まれますので、それに対して、都又は広域連合の基金の活用の見通し、いずれ枯渇してしまうのではないかとということも懸念されますので、見通しについて伺っておきます。

以上が大項1点です。

続いて、2点目は基金の運用についてです。

給付が上がっていく中で負担を抑制するためにはどうしたらいいのかを考えますと、基金で少しでも運用益を出せないかと考えております。

特に、安倍政権下での年金運用では何兆円単位の運用益がありましたが、後期高齢者医療広域連合ではそういった運用はできませんけれども、現金で持っているだけではなく、債券や株券等の運用を考えられないのかということで質問いたします。

1つ目、現在の基金の運用状況について伺います。

基金はどういった種類のもので保管されていますでしょうか。

2つ目、債券・株券での運用を検討していますでしょうか。

3つ目、毎月末の基金残高は、大体どのぐらいあるものなのでしょうか。

そして最後に、債券で運用する場合において、社会的に意義のある事業に対する債券を買うことで、広域連合もそうした事業を支援できるという意味で、E S G債等の活用についてお考えになっているのでしょうか。

以上、伺います。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○丸田資格保険料課長

議長、資格保険料課長。

○石川議長

資格保険料課長。

○丸田資格保険料課長

特別対策についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず、保険料未収金補填についてです。

保険料未収金の予定収納率については、令和8・9年度は直近の収納実績から予定収納率を99%と見込んでおり、未収金補填分は1%に相当する51億円として算定しております。

次に葬祭費についてです。

特別対策における葬祭費相当分については、広域連合の条例事項ですので、市区町村との協議を整えることにより見直すことは可能です。

東京都の人口統計によれば、後期高齢者の増加に合わせて年間死亡者数も毎年増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

市区町村の負担する葬祭費相当額を含む特別対策については、本来保険料で賄うべきものを市区町村の一般財源を投入して保険料の軽減に充てているものであり、複数の市区町村から、「本来の制度に沿って負担を適正化すべき」や「財政上の大きな負担となっている」との意見が寄せられていました。

このため、これからの特別対策のあり方を検討する「保険料率算定・特別対策検討会議」を立ち上げ、昨年1月に「見直しを行っていく」ことを今後の方向性として取りまとめ、広域連合と62市区町村で確認しています。

なお、令和8・9年度については、保険料の大幅な上昇が予想されたことを踏まえ、全62市区町村に意向確認を行った上で、特別対策を継続することといたしましたが、令和10・11年度の保険料率改定に当たっては、特別対策についてのこれまでの取りまとめの内容を62市区町村と改めて共有した上で、保険料率の算定と併せて検討を行う予定です。

次に、基金の活用についてのご質問にお答えいたします。

都の財政安定化基金については、被保険者の負担軽減を目的として、平成22・23年度に70億円、平成24・25年度に41億円を活用した実績があります。

令和8・9年度の保険料率改定に当たっては、診療報酬の改定等に伴う医療給付費の増加、現役世代との負担の伸び率の均衡を図るための後期高齢者負担率の引き上げ、新たに導入される子ども・子育て支援金制度の影響などにより、全国的に、これまでになく大幅な保険料の上昇が見込まれています。

このため、昨年7月には、国から医療給付費の増加や収納不足の財政リスクに備えた上で、積極的に財政安定化基金を活用すべきとの考え方が示されました。

様々な保険料の上昇要因が重なる中、保険料を算定したところ、これまでになく大幅な上昇が見込まれたため、都の財政安定化基金について最大限活用することとしたものです。

次に、今後の基金の活用についてです。

都の財政安定化基金については、令和8・9年度の保険料に最大限の活用を見込んでいるため、令和10・11年度からは、広域連合において決算剰余金に加え、財政リスクに備えた上で特別会計調整基金を活用し、保険料の上昇を抑制していくこととなります。

#### ○並木会計管理者

議長、会計管理者。

○石川議長

会計管理者。

○並木会計管理者

基金の運用状況についてお答えいたします。

まず、基金はどういった種類のもので保管しているかということですが、現在、基金は全て金融機関への預金により運用しております。

後期高齢者医療特別会計調整基金は、主に医療給付に要する費用の調整を行うために設置しており、常に資金需要を見ながら、年度内で流動性を確保していく必要がございます。

広域連合では後期高齢者医療特別会計調整基金条例を定め、基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないと規定しております。

これに基づき、現在、基金は全て銀行の短期定期預金として運用を行っており、運用期間も最短3か月から最長11か月としております。

次に、債券や株券での運用を検討しているかということについてお答えいたします。

本基金の運用は、流動性を担保することを最重要視しつつ、確実かつ有利な方法で行うこととしております。

債券については、地方債などは元本が保証され、確実性は高いですが、流動性に欠けます。

また、株券は流動性は担保されますが、元本の保証がございません。

なお、預金先の銀行の選定に当たりましては、格付け機関の格付けや経営状況などの調査を行った上で引き合いを行いまして、一番有利な条件のものを選定しております。

次に、毎月末の基金残高につきましてどのぐらいかということについてお答えいたします。

令和6年度末時点の基金残高は390億円余でございます。

令和7年度に入ってから、上半期は同様の水準で推移し、下半期は随時、短期定期預金の利息を積み立てるとともに、12月に決算剰余金を積み立てましたので、現在442億円余となっております。

なお、年度末までに約125億円の取り崩しをする見込みであり、年度末時点の基金残高は約317億円と年度で最も少なくなる見込みでございます。

次に、ESG債等の活用についてお答えをいたします。

グリーンボンドやソーシャルボンドなどのESG債は、社会課題の解決に資する意義のあ

るものと認識しております。

一方で、先ほどお答え申し上げましたとおり、ESG債は長期預入型のものが多く、広域連合で活用する場合は流動性を確保するために中途解約することが不可避となります。

中途解約する場合、金利上昇局面では元本を割り込む可能性があることなどから、実際には活用することが困難でございます。

基金の運用につきましては、今後も金融市場の動向を注視しながら、適時適切な資金運用に努めてまいります。

以上でございます。

○石川議長

佐藤議員。

○5番 佐藤議員

ご答弁ありがとうございました。

葬祭費の問題は、多摩地域と23区で異なっているということで、東京博善の問題は吉住広域連合長も努力していただいているところですが、こうしたところを全部一律で負担する構造になっていること自体に、まず課題があると思いますので、今後また検討をしていただければと思っております。

また、基金についてですが、流動性が最重要ということはよく理解できますけれども、最低でも317億円を残すというところですので、1%だとしても3億円ぐらい出せるわけです。規模が大きいわけですから。

流動性が大事だということは理解しますが、だからといって思考停止するのではなく、基金取り崩しの局面ですので、何とかそこで生み出せないかと、引き続き一緒に議論していきたいと思っております。

再質問は1点です。

東京都の今回の財政安定化基金の大規模な取り崩しについては賛同するものですが、いずれまたそういった局面が来たときに枯渇した状態だと困りますので、東京都のものではありませんけれども、広域連合として、しっかり積み立てていってもらいたいということを、改めて要請してはいかがかと思っておりますけれどもその点のお考えはいかがでしょうか。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○丸田資格保険料課長

議長、資格保険料課長。

○石川議長

資格保険料課長。

○丸田資格保険料課長

基金の活用についての再質問にお答えいたします。

現段階で都に積み増しを求める予定はありません。

財政安定化基金については、国、都、広域連合の拠出金に基づき、都が管理しているもので、収納不足や急な医療給付費の不足等に対応するため、貸付を受けることを前提に積み立てているものです。

今回の財政安定化基金の特例交付については、昨年7月の国の通知により、広域連合で向こう6年間の保険料の推移を見込んだ上で、基金を保険料軽減に積極的に活用するよう示されたもので、令和8・9年度の保険料率改定については、際立って保険料が上昇することが見込まれたことから、特例的に活用するものです。

医療給付費総額の伸びに合わせて、今後も保険料が上昇していくものと見込んでいますが、令和8・9年度の保険料の算定条件を踏まえ、令和10・11年度の保険料を試算したところ、今回ほどの上昇幅にはならないものと捉えています。

よって、現段階で都に積み増しを求める考えはありませんが、引き続き保険料上昇の要因となる医療費の動向、国の更なる制度改革の動きに注視してまいります。

以上でございます。

○石川議長

佐藤議員。

○5番 佐藤議員

ありがとうございました。

答弁としてはそうなるのでしょうけど、お願いするのは無料でできますから、いくらでも要請活動をやった方がいいと思います。そうしないと、東京都も本気度を感じてくれませんから。

これだけきついということを今日も議論しているわけですから、その意向を踏まえて、自

分で言いにくいようであれば議会がそう言っていると言ってくださって結構ですし、どんどんそういう要請をして、危機のときに備えるということをやらなければいけません。

答弁としては理解しますが、我々も後押ししますので、時期を見て、しっかりやっつけていかなければ駄目だということを強く申し上げ、質問を終わります。

#### ○石川議長

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番 高野ふみお議員。

#### ○27番 高野議員

議案第4号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、否決すべきものとの立場で討論いたします。

理由は、保険料率が平均保険料額11万1,356円から12万7,400円に14.4%増となることとであります。

今回の保険料の値上げは、後期高齢者負担率の見直しや、子ども・子育て支援金など、国の制度改正による値上げ要因が大きいものの、広域連合としては、保険料の抑制に最大限の努力をすべきではないでしょうか。

一方で、被保険者の主たる収入である年金は、4年連続の増額ではありますが、物価高に追いついておらず、実質目減りすると伝えられています。

国民の手取りを増やそうということが言われる中で、その流れに逆行し、最も収入が低い後期高齢者層に追い打ちとなるような保険料率の値上げは、現行の制度上やむを得ないとはいえ、認めることはできません。

議案第4号「令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についての先ほどの質疑で、基金積立金を医療給付費の年度間調整のために必要であるという理由で、更に積み増すという説明をお聞きいたしました。

せめてその積み増す額の半分の額を投入することで、被保険者の中で最大の割合を占める所得0円の層などへの値上げ回避の努力はできなかったのでしょうか。

次のように指摘する識者もいます。

「そもそも後期高齢者医療制度のような高齢者のみを被保険者とする医療保険制度は、世界でも類を見ない。75歳以上の高齢者は病気になるリスクが高い上に、年金生活者が大半

で保険料負担能力が低く、リスク分散が十分機能しないからだ」と指摘する方もいらっしゃいます。

今すぐに後期高齢者や現役世代の負担をゼロとする制度改革は無理だとしても、広域連合として保険料率の抑制のため最大限の努力をし、それでも財源がないということであれば、先ほども指摘があったように、都や国に対して財政支援をこれまで以上に求めることを強く要望し、反対の討論といたします。

○石川議長

以上をもって討論を終結いたします。

これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第5号「訴えの提起について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました議案第5号「訴えの提起について」ご説明いたします。

議案集の21ページをお願いいたします。

広域連合は、一昨年11月開催の令和6年第2回定例会及び昨年1月開催の令和7年第1回定例会で議決を頂戴し、診療報酬及び調剤報酬の不正請求を行った医師に対し、令和7年1月に1億525万円余、同年3月に12億8,000万円余の損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

両事件は併合審理され、昨年5月28日に全部認容判決が下り、6月25日に判決が確定いたしております。

当該確定判決に基づき、医師の財産調査をしたところ、不正請求の対価として医師名義の口座に送金された診療報酬等から多額の金員が、医師が代表社員を務める合同会社、医師の長女、医師の妻、医師の妻が代表取締役を務める株式会社、それぞれの名義の口座に継続的に送金されている事実を把握いたしました。

当該金員につきましては、昨年11月開催の令和7年第2回定例会で議決を頂戴し、12月には4件の不当利得返還請求訴訟を提起したところでございます。

さらに、医師の預金口座の取引履歴を調査した結果、診療報酬の入金口座から本件の対象となる元同僚の名義の口座に対し、令和3年8月及び同年9月の2回にわたり、合計5,300万円の送金がなされたことを確認するとともに、元同僚より、医師から令和3年に約5,000万円を借り入れたとの供述を得ております。

そこで、地方自治法第292条の規定により準用する同法第240条第2項、東京都後期高齢者医療広域連合債権管理条例第9条及び民法第423条の規定に基づき、不正請求を行った医師に代位して、医師の元同僚に対する貸金返還請求権を行使すべきものとし、元同僚を被告とする債権者代位訴訟を提起するものです。

以上、説明とさせていただきます。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○石川議長

議案第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第6号「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました議案第6号「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

議案集の25ページをお願いいたします。

本案については、4つの点から改正を行うものであります。

まず1点目として、令和8・9年度の医療費分の保険料にあたる基礎賦課額の所得割率、均等割額及び賦課限度額等の改正を行うものでございます。

次に2点目として、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率、均等割額及び賦課限度額を新たに定めるものでございます。

また、3点目として、令和8・9年度の低所得者に係る所得割額の独自軽減措置及び均等割額の基準について、規定の整備を行うものでございます。

さらに4点目といたしまして、地方税法の改正に伴い、公示送達の方法について規定の整備を行うものであります。

なお、附則におきまして、保険料に係る1点目から3点目までは、令和8年4月1日からの施行とし、公示送達に係る4点目は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に係る規定の施行の日から施行することといたしております。

以上、説明とさせていただきます。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○石川議長

これより質疑を行います。

議案第6号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番 高野ふみお議員。

○27番 高野議員

議案第6号「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑として伺います。

令和8・9年度の保険料率の改定により、平均保険料額11万1,356円から12万7,400円に14.4%増となりますが、平成20年に本制度が始まって以来、2年ごとに改定され、ほぼ毎回のようには値上げされておりますが、この上げ幅は過去最大でしょうか。

そうでなければ、何番目に当たるのでしょうか。

先ほどの答弁の中にも過去最大とありましたが、再度確認させてください。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○丸田資格保険料課長

議長、資格保険料課長。

○石川議長

資格保険料課長。

○丸田資格保険料課長

「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、平均保険料の上げ幅についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、令和8・9年度の平均保険料は12万7,400円と、前期保険料11万1,356円から1万6,044円、14.4%の増となっており、過去最大の上げ幅となっております。

令和8・9年度の保険料率算定に当たっては、団塊世代の全ての方が75歳以上となり、1人当たりの平均医療費も増加し続けるなど、医療費総額が増加したことや、国の示す後期高齢者負担率も大幅に増加するとともに、30年ぶりとなる診療報酬の増額改定、子ども・子育て支援金制度の新設など、様々な要因が重なったことが過去最大の保険料の上昇に結びついたものと認識しております。

こうした中であって、広域連合では、東京都の管理する財政安定化基金の最大限の活用を申し入れるとともに、広域連合の保有する特別会計調整基金や決算剰余金と合わせ、これまで実施してきた特別対策を継続することで、過去最大の655億円を投入することとしています。

また、国に対して、東京都の被保険者が著しく不利益になる制度改正を行わないよう直接申し入れを行うなど、でき得る限りの方策を講じて算定したものであり、仮に何もしなければ、令和8・9年度の平均保険料は14万3,462円、約3万2,000円増となるところを、12万7,400円、約1万6,000円増と、増加額の伸びを約半分まで圧縮しております。

さらに、国から全国的に保険料率が大幅に上昇する令和8・9年度における低収入の方への負担軽減措置として、均等割額の軽減を7割から7.2割へと拡大する考え方が示されたことにより、今回の保険料率改定に当たって、このことを踏まえた措置を講じています。

令和8・9年度の保険料率改定については、これまでにない大幅な保険料の上昇であり、厳しい金額であることは承知しておりますが、こうした様々な対策を講じてお示しさせていただいているものです。

以上でございます。

#### ○石川議長

続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

19番 前川浩子議員。

#### ○19番 前川議員

今日、様々な議論を聞かせていただいたのですが、ここに至るまでに私の周りでも高齢の方からこの値上げということが先走って伝わっており、どうなってしまうのだろうと、かなり不安のお気持ちが強い方がすごく多くいるので、お聞きしたいと思います。

議案第6号「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例」に關しまして、「1 令和8・9年度の保険料率の改定に係る高齢者の暮らしへの影響と対策」について聞かせていただきます。

今回の値上げのバックグラウンドの1つである被保険者の増加について、団塊の世代というお答えを先ほどからお聞きしておりますけれども、またこれが続くということもお聞きしております。これをもう一度確認させてください。

そして、制度改正事項の詳細について、先日の議案説明会によっていろいろとお聞かせいただきましたが、今一度これを整理して、端的にお知らせいただければと思います。

また、保険料の増加抑制のための施策について詳細をお知らせいただきたい。

今の高野議員のご質問へのお答えでも過去最大ということでございますので、保険料の増加抑制のための施策、そして被保険者への軽減制度についてお聞かせいただきたい。

最後に子ども・子育て支援金の考え方、国が全世代による社会保障負担の考え方についていろいろ言っていますが、広域連合ではどのようにお考えなのかお聞かせください。

○石川議長

それでは答弁を求めます。

○丸田資格保険料課長

議長、資格保険料課長。

○石川議長

資格保険料課長。

○丸田資格保険料課長

令和8・9年度の保険料率の改定に係る高齢者の暮らしへの影響と対策について一括してお答えします。

まず、被保険者の増加については、団塊世代の全ての方が令和7年に後期高齢者となったことから、令和8・9年度の保険料率算定に当たっては、178万9,000人と見込み、令和6・7年度から1万2,500人増えるものとして算定しています。

東京都の人口推計によれば、今後しばらくの間、後期高齢者は緩やかに増えていくものと認識しています。

次に、制度改正事項の詳細ですが、現役世代との負担の伸び率の均衡を図るための後期高齢者負担率の引き上げ、子ども・子育て支援金制度の導入、診療報酬の改定等に伴う医療給

付費の増加等、国の制度改正による保険料の上昇が約1万3,400円となり、過去最大の保険料上昇の大きな要因となったものと認識しています。

次に、保険料増加抑制のための施策ですが、広域連合では、東京都の管理する財政安定化基金の最大限の活用を申し入れるとともに、広域連合の保有する特別会計調整基金や決算剰余金と合わせ、これまで実施してきた特別対策を継続することで、過去最大の655億円を投入することとしています。

また、国に対して東京都の被保険者が著しく不利益になる制度改正を行わないよう、直接の申し入れを行うなど、でき得る限りの方策を講じて算定したものであり、先ほどほかの議員の質疑でお答えいたしましたとおり、仮に何もしなければ令和8・9年度の平均保険料は、14万3,462円、約3万2,000円増となるところを、12万7,400円、約1万6,000円増と、増加額の伸びを約半分まで圧縮しております。

次に、低所得者への軽減制度については、国の均等割軽減や東京都独自で行う所得割軽減がございますが、令和8・9年度については、国から更なる低所得者への負担軽減措置として、均等割額の軽減を7割から7.2割へと拡大する考え方が示されたことにより、今回の保険料率改定に当たっては、このことを踏まえた措置を講じています。

令和8・9年度の保険料率改定については、これまでにない大幅な保険料の上昇であり、厳しい金額であることは承知しておりますが、こうした様々な対策を講じてお示しさせていただいているものです。

最後に、子ども・子育て支援金の考え方についてですが、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して、令和5年12月に国のこども未来戦略「加速化プラン」が策定され、3兆6,000億円規模の子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされたものです。

児童手当など、国の子育て施策に全世代で子育て世帯を支える子ども・子育て支援金が充てられることとされたもので、それぞれの保険者から支援納付金を集めることとされており、後期高齢者の方にもご負担いただくものです。

以上でございます。

○石川議長

前川議員。

○19番 前川議員

ご答弁ありがとうございます。

様々お聞かせいただきました。

いろいろと確認もさせていただきました。

今回の保険料率改定は、お答えにもありましたようにこれまでにないものとして、最大限の努力をしている、過去最大の 655 億円を投入してきたと、いろいろお聞かせをいただいております。

あと、低所得者への軽減制度ですが、所得の層で一番低い方々は 52.71%、その上が 3.09%でこの方々が 7.2 割軽減されるということによろしいかと思えますけれども、1,000 円しか上がらないと言われても高齢者の方々からは「なかなか 1,000 円が厳しいんだよ」との声をいただいております。

被保険者数が急激に伸びるこの令和 8・9 年、当然、医療費も伸びるのは想定できることでございますので、これに対して最大限の努力をなさっているということを、今、確認させていただきました。

655 億円というのは大変大きな金額で、その基金をうまく使っていくということが財政の安定化、安定した運用に大きく寄与するものと私は考えますので、これからも基金をきちんと積んでいっていただきたいと思えます。

再質問はございませんが、要望を申し上げたいと思えます。

後期高齢者となると、皆さんフィックスされた収入の中で暮らしていらっしゃるということで、中には非常に収入が少ない方がいらっしゃるというのは、他の議員の方からもお話がありました。

この方々をどうやって守っていくかという方策を市区町村の窓口とともに、この広域連合、そして国が考えていって欲しいと思えます。

うちの母も年金暮らしです。お医者さんに行けば 1 割負担です。

でも、その年金暮らしの医療の 1 割負担を支えるための保険料が払えないとどうにもならないんです。

そこを皆さんでお支えいただければと思えます。

不安なく、医療を受けられる体制を堅持していくことに最大限の努力をしてくださりましたことを大変感謝しております。

そして、これからも継続していただきたい。

後期高齢者の医療費が公費と現役世代からの支援金で支えられているのは周知の事実で、現役世代から支えられているのはわかりますが、この度、子ども・子育て支援金というのがなぜここに入ってきたのかというのが、私は理解できません。

全世代型と言いますが、収入がフィックスされていて、流動的な資産がない後期高齢者に

いきなり子ども・子育て支援金を負担させるという国のあり方を私は非常に遺憾に思っておりますので、どこかでそういうことを言う機会があったら、国の方にもお伝えください。私達の方からも伝えます。

今回、この条例改正につきましては、大幅にお金が上がりますので、不安を感じる方もいます。

もう1つお願いしたいのは、先ほどから他の議員からも出ていますが、周知の方法です。手紙を入れるからいいではないです。細かい数字ではなくて、大きな字ではっきりとこうなりますとお書きください。

市区町村の窓口にも置いていただいて、病院の窓口にも置いていただきたい。

ちゃんと知らせていくことにより、皆さんの不安を解消することができるので、その辺の努力をしてください。細かい字で書くのはやめてくださいね。読めないから。

わかりやすいチラシを作って、ネットを見る方も今は多いですけど、なかなかですのでお知らせいただけるよう、強くお願いいたしまして私の質問を終わります。

ありがとうございます。

#### ○石川議長

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番 高野ふみお議員。

#### ○27番 高野議員

議案第6号「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について反対の立場で討論いたします。

理由は、令和8・9年度の保険料率の改定により、平均保険料額11万1,356円から12万7,400円に14.4%増となること、さらに、その中身として子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び均等割額保険料の賦課限度額が定められることです。

上げ幅は、平成20年に本制度が始まって以来、過去最大の値上げであり、内容を見れば均等割として一律1,300円となっています。

国の制度改正によるものであり、低所得者へは軽減措置があるとはいえ、年金収入額200万円から300万円の中所得者層にとってみれば極めて逆進性が高いものとなっています。

しかも、2万1,000円の賦課限度額が設定されるということは、所得の高い層への優遇措置と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

これまでも後期高齢者支援金について、他の現役世帯の健保組合からの負担として、世代間の連帯というよりは対立・分断を助長していると識者からの批判がありました。

今度は後期高齢者に現役世代への負担を求めるという逆の形での世代間対立・分断を生むものと指摘せざるを得ません。

今すぐに公費投入により、後期高齢者や現役世代の負担をゼロとする制度改革は無理だとしても、広域連合として、被保険者の生活実態に寄り添い、都や国に対して負担回避と逆進性解消のための補填措置を求めることを要望し、反対の討論といたします。

○石川議長

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9 議案第7号「東京都後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました議案第7号「東京都後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案集の31ページをお願いいたします。

行政手続法の改正に伴い、不利益処分をしようとする場合に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合、インターネットにより閲覧することができる状態に置くとともに、書面を広域連合の掲示場に掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるものでございます。

施行日は令和8年5月21日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○石川議長

議案第7号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第8号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました議案第8号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案集の33ページをお願いいたします。

広域連合職員の勤務条件等は、特別区職員に準ずることが設立時からの運用となっております。

特別区ではほぼ全ての区が子育て部分休暇を導入しておりますが、その多くは身体障害者手帳の交付を受けている子等を養育する場合、対象となる子の年齢を「満12歳まで」から「満18歳まで」に拡大する措置をとっております。

こうした状況を踏まえ、広域連合職員の子育て部分休暇についても同様の取扱いを可能とするため、改正を行うものでございます。

施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、説明とさせていただきます。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○石川議長

議案第8号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11 議案第9号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○山田副広域連合長

議長、副広域連合長。

○石川議長

山田副広域連合長。

○山田副広域連合長

ただいま上程されました議案第9号「東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案集の35ページをお願いいたします。

広域連合職員の勤務条件等は、特別区職員に準ずることが設立時からの運用となっております。

令和7年の特別区人事委員会勧告に基づき、特別区長会総会で、課長級・部長級職員の給与に係る改正が了承されたことを受け、特別区で条例改正が行われることから、広域連合においても同様の改正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

まず、改正条例の第1条は「職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものとなります。

改正内容は3点あり、1点目は課長級・部長級の給料表について初号の給料月額を引き上げるとともに、部長級の給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成といたします。

2点目は部長級の標準の昇給号給数を0号給とするものです。

3点目は管理職員特別勤務手当について、災害への対処等により勤務した場合に、支給対象となる勤務の開始時間を午前0時から午後10時に拡大するとともに、従事した時間が6時間を超える場合には、手当の額に100分の150を乗じて支給することとするものです。

次に第2条は、平成30年に定めた「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一部改正するものであり、第1条による給料表の切り換えに伴う所要の調整について定めるものでございます。

なお、附則におきまして、本改正はいずれも令和8年4月1日から適用することとしております。

以上、説明といたします。

何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○石川議長

議案第9号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者、挙手>

○石川議長

賛成者全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時38分 閉会

議 長 石 川 義 弘

署 名 議 員 た だ 太 郎

署 名 議 員 佐 藤 徹



## 令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果一覧

### 広域連合長提出議案の議決結果

| 議案番号  | 件名   | 議決年月日 | 議決結果 |
|-------|--|-------|------|
| 議案第1号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)             | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)      | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算                    | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 令和8年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算             | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 訴えの提起について                                    | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例        | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 東京都後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例               | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 1月29日 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例         | 1月29日 | 原案可決 |

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

| 議席番号 | 所属議会   | 氏名      |
|------|--------|---------|
| 1    | 千代田区議会 | 池田 ともりの |
| 2    | 港区議会   | ゆうき くみこ |
| 3    | 新宿区議会  | 渡辺 清人   |
| 4    | 台東区議会  | 石川 義弘   |
| 5    | 墨田区議会  | 佐藤 篤    |
| 6    | 目黒区議会  | おのせ 康裕  |
| 7    | 大田区議会  | 大森 昭彦   |
| 8    | 世田谷区議会 | いたい ひとし |
| 9    | 渋谷区議会  | 一柳 直宏   |
| 10   | 中野区議会  | 森 たかゆき  |
| 11   | 北区議会   | 青木 博子   |
| 12   | 荒川区議会  | 斎藤 泰紀   |
| 13   | 板橋区議会  | 田中 いさお  |
| 14   | 練馬区議会  | 上野 ひろみ  |
| 15   | 足立区議会  | ただ 太郎   |
| 16   | 葛飾区議会  | 梅沢 とよかず |
| 17   | 江戸川区議会 | 島村 和成   |
| 18   | 青梅市議会  | 山内 公美子  |
| 19   | 府中市議会  | 前川 浩子   |
| 20   | 昭島市議会  | 渡辺 純也   |
| 21   | 調布市議会  | 古川 陽菜   |
| 22   | 町田市議会  | 今村 るか   |
| 23   | 小金井市議会 | 清水 学    |
| 24   | 小平市議会  | 佐藤 徹    |
| 25   | 日野市議会  | 田原 茂    |
| 26   | 東村山市議会 | 村山 じゅん子 |
| 27   | 国分寺市議会 | 高野 ふみお  |
| 28   | 国立市議会  | 石井 伸之   |
| 29   | 福生市議会  | 三原 智子   |
| 30   | 瑞穂町議会  | 小川 龍美   |
| 31   | 八丈町議会  | 山本 忠志   |